

滋賀県海外インターンシップ受入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高度外国人材の県内就職の促進および県内企業における高度外国人材の採用・受入体制の強化を図るため、県内中小企業等が国外の大学等に在籍する学生等をインターンシップにより受け入れる場合、それに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海外学生等 国外の大学等に在籍する者または当該大学等を卒業（修了）後、国外に在住する者をいう。
- (2) インターンシップ 前号に定める海外学生等を受け入れ実施する就業体験等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、県内に事業所を有する中小企業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- 2 前項の中小企業者等とは、次の各号のいずれかに該当し、既に事業を営んでいる者をいう。
 - (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）で、県内に事務所または事業所を有するもの
 - (2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等、県内において事業を行う者で、前号における中小企業者に準ずるもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
 - (1) 国、県および市町（共済組合を含む。）
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ ア～オまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業およびそれらに類似する業種を営む者
 - (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条において規定する宗教団体

- (6) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (7) 事業を営まない法人格のある自治会等
- (8) その他、補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、第2条(2)に規定するインターンシップであって、別表1に定める要件を満たすものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付決定日から令和9年2月28日までとする。

(補助対象経費、補助率および補助上限額)

第6条 補助対象経費、補助率および補助上限額は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1-2号）
- (2) 補助対象経費積算書（別記様式第1-3号）
- (3) 誓約書（別記様式第1-4号）
- (4) 納税証明書または滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別記様式第1-5号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書または変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うとともに、補助金（変更）交付決定通知書（別記様式第2号）を補助対象事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定の内容またはこれに付した条件に不服がある場合における規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金交付決定通知書を受けた日から20日以内とする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号においては、変更承認申請書（別記様式第3号）、第2号においては、補助対象事業廃止（中止）承認申請書（別記様式第4号）を、あらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

(2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

（実績報告および額の確定）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日または令和9年3月5日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（別記様式第5-2号）

(2) 事業経費内訳報告書（別記様式第5-3号）

(3) 補助金の振込口座が分かる書類（通帳等）の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による実績報告を受けた日から起算して30日以内に規則第13条に規定する補助金の額の確定を行う。

4 補助対象事業者は、第10条により補助事業の廃止または中止の承認を受けた場合は、同条による廃止（中止）承認申請書の提出をもって実績報告を行ったものとする。

5 知事は、第10条により補助事業の廃止または中止を承認した場合は、同条の通知をもって額の確定通知を行ったものとする。

（補助金の経理等）

第12条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、様式第7号によりすみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずる。

（電子情報処理組織による申請等）

第14条 補助対象事業者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下

げ、第10条の規定に基づく変更および廃止（中止）の申請および第11条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業の条件（第4条関係）

次のいずれにも該当するもの
・実施期間が4週間以上であること
・在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就労を目指す海外学生等を受け入れること
・将来的な採用を視野に、相互理解および相互の適性判断を行うこと
・単なる施設見学、観光、交流行事のみを目的とするものでないこと
・出入国管理及び難民認定法その他関係法令に基づき、適法に行われるものであること

別表2 補助対象経費、補助率および補助上限額（第6条関係）

項目	補助対象経費	補助率	補助上限額
渡航費	<p>インターンシップの実施にあたり、海外学生等の来日に要する経費を受入企業が負担する場合の以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空運賃（燃油サーチャージ、空港使用料、出入国税その他の付帯費用を含む） ・査証手数料 ・査証の取得その他入国手続きに要する費用（外部に委託する場合の委託費、手配手数料を含む） ・在留資格の取得等に要する費用（外部に委託する場合の委託費、手配手数料を含む） ・海外旅行保険料 ・個人賠償責任保険料 	1/2 以内	15 万円
通訳手配費	<p>外部の通訳を手配する場合の以下の経費のうち、インターンシップ開始日から起算して 90 日以内に実施された通訳業務に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金（通訳業務に対する報酬） ・通訳に付随して発生する交通費 ・通訳派遣会社等への委託費、手配手数料 ・その他、通訳手配に直接必要と認められる経費 		
住居費等	<p>県内に所在する宿泊場所（マンスリーマンション、ホテル、旅館、借上げ社宅等）を提供した場合の以下の経費のうち、インターンシップ開始日から起算して 90 日以内の宿泊に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料 ・共益費（管理費） ・宿泊料 		

（注）（1）補助対象経費は、補助事業の実施に直接要する経費に限る。

（2）実績報告時までには支払が完了し、当該支払を証する書類（領収書、振込記録等）により確認できるものに限る。

（3）通訳手配費および住居費等について、補助対象期間と対象外期間が混在する場合は、実

施日数、利用日数その他合理的な方法により按分して算出した額を補助対象経費とする。

- (4) 前号の按分は、契約期間や請求単位にかかわらず、実際の役務提供日または宿泊日数に基づき行うものとする。
- (5) 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。
- (6) 補助金交付額は、項目ごとに千円未満を切り捨てた額の合計とする。
- (7) 補助金の交付は、一会計年度において補助対象事業者あたり1回とする。なお、受入人数に制限は設けないが、補助対象経費は、受入人数および実施内容等に照らして過大でない範囲とする。